

# 第 27 回全国障害者スポーツ大会に向けた障がい者スポーツ行動推進計画

令和 3 年 3 月

(令和 6 年 2 月一部改訂)

長野県健康福祉部障がい者支援課

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 行動推進計画の趣旨	2
2 計画の対象となる期間	2
3 基本方針	2
4 行動推進計画の見直し	3
第2章 長野県の障がい者スポーツの現状と課題の整理について	4
1 現状	4
(1) 障がいのある人を取り巻く現状	4
(2) 県内の障がい者のスポーツ実施状況	4
(3) 県障がい者スポーツ大会等の参加状況	5
(4) 団体競技の状況	6
(5) 全障スポへの参加状況	7
(6) 障がい者スポーツを支える支援機関・団体や指導者の現状	9
(7) 県及び県障がい者スポーツ協会における現状の取組	10
(8) 新型コロナによる影響	10
2 課題	11
(1) 障がい者スポーツの選手育成に向けた環境の未構築	11
(2) 障がい者スポーツを支える人材、競技用具の不足	12
(3) チーム未結成競技への支援、普及が十分ではない競技種目の普及、競技力向上	13
(4) 障がい者スポーツの情報発信	13
(5) オープン競技の普及	13
(6) 県障がい者スポーツ大会の開催時期と実施競技	14
(7) 新型コロナ感染症による影響	14
3 目指すべき姿と目標について	14
(1) 目指すべき姿について	15
(2) 選手育成目標数	15
(3) 大会に向けての目標	16
(4) 大会を契機とした目標	16
第3章 障がい者スポーツの振興に向けた行動推進計画	17
1 取り組むべき施策の柱	17
2 施策の柱ごとの取組内容	17
(1) 障がい者スポーツを身近な地域で楽しめる環境整備（拠点づくり）	17
(2) 障がい者スポーツを支える人材の育成	18
(3) すべての人が交流できる機会の提供	19
(4) 障がい者スポーツの選手の発掘・育成	19
(5) 障がい者スポーツの競技力向上	20
(6) 障がい者スポーツに対する理解促進	21
第4章 計画の着実な推進	22
1 計画の進捗管理と評価	22
2 推進体制の構築	22
3 競技別の育成・強化の実施	22
第5章 大会を契機とした共生社会づくりの実現に向けて	23

## 第 27 回全国障害者スポーツ大会に向けた障がい者スポーツ行動推進計画

### はじめに

障がい者スポーツは、障がいのある人にとって様々な意味があり、リハビリテーション、体力向上や健康の維持増進、生きがいづくりなど、様々な効果がある。障がいのある人にとって、生活の質、日常生活動作、健康や体力維持は重要な観点であり、その点で、障がい者自身が自らの生活にスポーツを取り込むことは、障がいがない人より大きな意味があると考えられる。

スポーツ基本法（2011 年施行）において、「**スポーツは文化であり、すべての人々の権利**」であることが定められており、スポーツ自体の意義や効果に関して、障がいの有無は関係がなく同様のものがある。

健康寿命\*が言われるようになって久しいが、障がい者の健康増進等については、まだ十分に理解されておらず、障がい者のスポーツ実施率は著しく低い。スポーツをとおして社会参加を促しつつ、健康増進を図っていく社会づくりを推進していく必要性が高いと考えられる。

そのような中で、2028 年（令和 10 年）に本県で開催される第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「2028 全障スポ」という。）の成功は、大きな目標となりうる。そしてこの成功とは、先に述べた障がい者の健康増進のみならず、障がい者の社会参加や障がい者に対する理解の促進、社会基盤の整備の達成であり、障がい者スポーツの選手発掘・育成、指導者等の養成、地域の障がい者スポーツの環境整備等が充足されることである。

県では、長野パラリンピック冬季競技大会を開催した NAGANO の地から、子どもや高齢者、障がいのある人もない人もすべての人を巻き込んだ大きなパラスポーツの波を起こし、スポーツを通じた共生社会の実現を目指す「パラウェーブ NAGANO」プロジェクトの取組を 2019 年度（令和元年度）から始めている。

※健康寿命：2000 年（平成 12 年）に WHO（世界保健機関）が提唱したもので、病気や加齢によって人の手を借りることなく、健康で自立した状態で日常生活を送ることができる期間のこと。

### 新型コロナウイルス感染症による影響 (R6. 2 改訂)

2019 年（令和元年）12 月に、アジア地域ではじめて新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の報告があつてからわずか数カ月ほどで世界的な流行となった。日本においても緊急事態宣言が発令され移動や登校が制限されるなど、国民生活に多大な影響を与えた。2023 年（令和 5 年）5 月に感染症分類が 5 類に引下げられたことを境に、県民生活も新型コロナ以前の状況に戻りつつあるが、この 3 年余の間、新型コロナにより長野県障がい者スポーツ大会が 3 年連続で中止になるなどスポーツ活動は停滞した。

### 県組織における障がい者スポーツのスポーツ行政一元化 (R6. 2 改訂)

2024 年（令和 6 年）4 月から、学校教育を除く長野県のスポーツ行政が教育委員会から新たに設置する観光スポーツ部に移管することを機に、健康福祉部で所管している障がい者スポーツも新組織に移管する。また、国民スポーツ大会と一体開催する方針で進められている全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）についても、その業務が両大会の準備組織に一元化される。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 行動推進計画の趣旨

本県は、1978年（昭和53年）に全国身体障害者スポーツ大会が開催されて以降、1998年（平成10年）に長野パラリンピック冬季競技大会、2005年（平成17年）にスペシャルオリンピックス冬季世界大会といった世界的な大会が開催され、日本の障がい者スポーツをけん引してきた実績があるが、障がい者が地域でスポーツを行うことのできる環境は十分ではなく、全国と同様の様々な課題を抱えている。

2028全障スポに向けて起こす県民運動によって、大会終了後に、障がい者が当たり前でスポーツを楽しむ文化が地域で醸成され、スポーツを継続して楽しめる環境を整えていくことが必要であり、ひいては障がいの有無や年齢・性別等に関係なく、誰もが役割と出番をもって暮らすことができる共生社会が実現されることを目標に、いつ、誰を対象に、誰が、何を行動に移していくことが必要であるのか、本行動推進計画に定めることにより、本県における障がい者スポーツの推進を図っていくこととする。

### 2 計画の対象となる期間

- (1) 行動推進計画は、本県で開催される2028全障スポに向けた取組を示すものである。2028全障スポまでとその後を含んで、4段階に分けて選手の育成・強化を推進していく。
- (2) 対象期間は、「拡大期」、「育成期」、「躍進期」、「発展期」と実施目的を明確に分け、効果的な取組にしていく。特に、初期段階の拡大期については、重要な取組時期となる。

	区 分	対象期間	目 的
1	拡大期	7～6年前 (2021-2022)	個人競技種目の選手層拡大や団体競技のチーム結成に向けた選手の発掘 身近な地域で運動に親しむことのできる環境整備
2	育成期	5～4年前 (2023-2024)	運動に親しむ機会の拡大や指導者等の支援体制の整備
3	躍進期	3年前 (2025-2028)	競技レベルを向上させ、全障スポ等の大会で成果を出すことのできるレベルへの底上げ（300名規模の強化選手の確保） 障がいの有無を問わずスポーツに親しむ地域空気の醸成
4	発展期	大会終了後 (2029-)	障がい者のスポーツパフォーマンスを間近にすることで県民に感動を与える すべての人がスポーツを通して理解しあって活動できる共生社会の実現（全障スポのレガシーを引き継ぎ、発展させる。）

- (3) 対象期間の年数は、開始年を示し、先行期を継続しつつ新たな時期を迎えることを示している。

### 3 基本方針

2028全障スポの本県での開催を契機に、スポーツや文化芸術活動等を通じた障がい者への理解を促進し、障がいの有無や年齢・性別等に関係なく共に生きる共生社会づくりを目指していく。障がい者のスポーツ活動の現状は、未だ地域において生涯スポーツとは言えず、その一因として障がい者のスポーツに対する受皿としての環境整備が十分ではない状況が指摘されている。2028全障スポで

実施される競技の普及を進めながら、障がい者も生涯を通じて身近な地域でスポーツを楽しめるような環境を整備していくことが必要であり、障がい者スポーツが障がい者のためだけでなく、健全者と共に楽しむことが大切である。

- (1) 2028 全障スポが契機となり、大会終了後、障がいを持ったすべての人が、総合型地域スポーツクラブを始めとした、いつでもどこでもスポーツに親しむことができ、また誰もが関わりを持つことができる環境が整うことで、スポーツを通じた共生社会づくりの取組を進めていく。
- (2) 2028 全障スポを一つの目標に、個人及び団体の全競技への出場を目指し、競技人口の拡大を図るとともに、団体競技のチーム編成及び強化とそれを支えていく障がい者競技団体の設立等を目指す。
- (3) 広く障がい者スポーツの普及を図りつつ、障がい当事者にスポーツへの参加の声掛けを行う。
- (4) 一般競技団体、医療機関、学校等を巻き込んだ取組を念頭に、オール長野の取組となるような障がい者スポーツの支援体制の確立を目指す。

#### (一般競技団体)

- ・大会の併催もしくは同日同会場にてデモゲームを組んで理解を進めていく
- ・障がい者とプロスポーツチームが接点を持つ架け橋となる

#### (医療関係)

- ・リハビリテーション機能を担う医療機関でのスポーツの取組、理学療法士会・作業療法士会への働きかけを先駆けて行う

#### (学校)

- ・長野県養護学校体育連盟（以下「養体連」という。）や特別支援学校におけるクラブ活動の推進

- (5) 障がい者スポーツの情報を積極的に発信し、障がい当事者と競技団体等の支援者を結びつける仕組みを構築するなど、すべての人に障がい者スポーツの情報がいきわたることを目指す。

## 4 行動推進計画の見直し

行動計画の進捗状況や設定する目標の達成度、障がい者スポーツの環境の整備状況の動向を踏まえ、毎年度検証及び適時見直しを行う。

(新型コロナが障がい者スポーツに及ぼした影響等を踏まえ、令和6年2月に本計画の一部を改訂)

### 【拡大型・育成期（2021年～2023年）までの検証】(R6.2改訂)

2023年（令和5年）は4年ぶりに県障がい者スポーツ大会を開催したが参加者が半減。一方、県障がい者福祉センターでは、コロナ禍においてICT（情報通信技術）を活用しながら新たな利用者を開拓。

2023年（令和5年）、県障がい者スポーツ協会はパラスポーツ指導員研修を2回実施。今後は、人材が円滑に活動を行えるよう、指導員組織の活性化が課題。

みらいアスリートディレクター等が特別支援学校等に出向き、体験会等を開催したほか、2028全障スポの種目で新たに競技団体を設立させるなど選手の発掘・育成を行った。今後は、一般競技団体との連携を深めながら、競技ごと強化計画を策定し、競技力向上を加速させることが重要。

東京パラリンピックで多くのアスリートが報道されたが、全障スポなどでは県内アスリートの活躍が報道されず、障がい者スポーツに対する県民への周知・理解が進まなかった。

## 第2章 長野県の障がい者スポーツの現状と課題の整理について

### 1 現状

#### (1) 障がいのある人を取り巻く現状

県内の障がい者の数は、障がい種別ごとの手帳所持者数から勘案すると、身体障がい者は減少傾向であるが、知的障がい者及び精神障がい者は増加傾向である。

#### ■障がい者（手帳所持者）数の年次推移

手帳の所持者数

区 分	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	増減 (2013-2018)
身体障がい者	97,260	96,123	94,945	93,281	91,717	89,656	△7,604
知的障がい者	16,954	17,544	17,997	18,159	18,599	19,023	2,069
精神障がい者	15,728	16,315	17,502	18,159	20,649	21,834	6,106

#### (2) 県内の障がい者のスポーツの実施状況

本県では、これまで様々な機会を通じて障がいスポーツの機会の提供が行われてきた。地域において独自に行われている活動も含めすべてを把握できているわけではないが、県・市町村などの行政機関、県障がい者福祉センター（サンアップル及びサンスポート）、県障がい者スポーツ協会等を中心に、それぞれの役割に基づき実施され、一定の効果をあげてきている。

また、東京パラリンピック開催を来年に控え、障がい者スポーツに関するメディア等への露出は確実に増え、社会的には障がい者スポーツへの関心が高まってきている。

しかしながら、近年の障がい者のスポーツ実施率が、健常者と比較しても極めて低い状況であり、依然として障がい者のスポーツ離れが改善されないのは、多くの障がい者が取り付きにくさを感じたり、競技志向のスポーツに対する関心の低さなどが背景にあると考えられる。

一方で、障がい者がスポーツに親しむ機会として、市町村が提供する体験会の開催、総合型地域スポーツクラブへの障がい者の参加については活発ではなく、障がい者が身近な地域でスポーツを自然と親しむことができる環境には程遠い現状である。このことは、様々な要因が考えられるが、障がい者の生活や就労の支援を行っている福祉関係者における障がい者スポーツへの積極性の低さから進んでいないこと、また、一般競技団体や総合型地域スポーツクラブとの接点が少ないことが原因の一つではないかと考えられる。このことは、例えば特別支援学校の生徒が卒業後に、地域の福祉事業所での活動が多くなった際、その環境によりスポーツ習慣が左右されることから、単に障がい者だけの問題だけではなく、地域の関係機関・団体等の連携が十分であったかの検証が必要である。

##### ①スポーツの実施率等

スポーツ庁が2019年度（令和元年度）に実施した障がい者のスポーツの実施状況の調査では、過去1年間に障がい者が週1日以上スポーツを実施した人の割合25.3%（2017年：20.8%）は、健常者53.6%（2017年：51.5%）の半分程度であり、本県の状況も同様であると考えられる。

##### ②総合型地域スポーツクラブの状況

現在県内では、66の地域総合型スポーツクラブが各地域で活動を行っているが、2019年度に県障がい者支援課で実施した調査では、回答のあった35クラブのうち、障がい者が講座等に参加し

ていると回答したものは14クラブに止まっている。

障がい者と健常者が一緒になってスポーツを楽しむことができる環境は、十分に広がっていないと考えられるが、その理由としては、指導者の不足、障がいや障がい者スポーツへの知識や技術不足、障がい者へのアプローチ方法不明等が挙げられている。

### ■県障がい者福祉センター（サンアップル）

本県の唯一の身体障害者福祉法に基づくスポーツ施設として、1998年（平成10年）4月に長野県障がい者福祉センター（サンアップル）（以下「サンアップル」という。）が設置され、体育館や屋内プール、陸上競技場、テニスコート、アーチェリー場等のスポーツ施設及び宿泊施設、ホールを兼ね備えた障がい者の健康増進と社会参加の促進を目的とした文化芸術・スポーツ拠点施設として活動が行われてきた。

サンアップルが本県の北部にあることから、2003年（平成15年）のサンスポート駒ケ根をはじめとして、これまでにサンスポート佐久（2009年（平成21年））、サンスポートまつもと（2006年（平成18年））、サンスポートながの（2014年（平成26年））が設置され、各地域におけるサテライト施設としての活動を拡充して実施してきた。

サンアップル・サンスポートの利用状況の推移（延べ利用人数）（単位：人）

施設区分	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
サンアップル	112,448	111,734	110,254	110,747	105,680	66,512	
サンスポート	駒ケ根	11,430	12,835	13,035	11,979	11,061	9,627
	まつもと	5,584	4,971	5,804	5,979	5,059	5,040
	佐久	4,902	5,361	5,107	5,193	4,273	4,151
	ながの	0	676	725	872	1,085	1,502
計	134,364	135,577	134,925	134,770	127,158	86,832	

※利用人数には、体育施設、文化施設、宿泊施設、館外事業が含まれている。

※2019年度は、10月に発生した台風によるサンアップル施設の被災及び2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、閉館や事業中止等の影響を受けて利用者数は大幅な減となっている。

利用者別の状況（2019年度（令和元年度））

障がい者		介護者		健常者		計	
	割合		割合		割合		割合
43,777人	50.4%	14,016人	16.1%	29,039人	33.5%	86,832人	100.0%

また、サテライト施設との連携によるスポーツ・運動支援のネットワーク化にも取り組んでおり、在宅の障がい者がスポーツを通じ、潤いのある生活を送ることを目指し、各圏域の障がい者事業所とも連携しつつ、支援体制の構築に努めてきている。

### （3）県障がい者スポーツ大会等の参加状況

本県では、「障がいのある選手が、この大会に参加し、競技を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加に寄与する。」ことを目的に、1958年度（昭和33年度）から長野県身体障がい者スポーツ大会を開催してきた。2001年（平成13年）には長野県知的障がい者スポーツ大会を、2003年（平成17年）には長野県精神障害者スポーツ大会を統合し、長野県障がい者スポーツ大会（以下「県スポ」という。）として本県にお

ける障がい者スポーツの総合的な大会に位置付けられている。

しかしながら、近年参加者の減少傾向に歯止めがかからず、全体の参加者数は、ここ10年間で2割を超える348人減少した。この傾向は、県が圏域毎に実施している地区障がい者スポーツ大会（以下「地区スポ」という。）でも同様である。個人競技と団体競技の減少率に大きな差は見受けられないが、陸上競技とゲートボールの減少が著しい一方で、水泳と卓球は維持、又は増加している。水泳と卓球に関しては、サンアップルや競技団体において長年の間、大会の開催等の活動を行ってきた成果であると考えられる。

#### 県スポ参加状況の推移

(単位：人)

年度	個人競技							団体競技						合計
	陸上	水泳	アーチ エリー	卓球	フライング ディスク	ホウリング	計	ゲート ボール	車いす バスケ	ツイン バスケ	知的 バスケ	精神ソフ トバレー	計	
2010 (H22)	612	84	14	130	257	161	1,258	124	0	13	36	110	283	1,541
2011 (H23)	555	78	11	131	212	164	1,151	128	20	13	33	105	299	1,450
2012 (H24)	518	83	15	133	275	141	1,165	120	0	12	35	105	272	1,437
2013 (H25)	518	90	15	108	286	165	1,182	104	16	13	38	112	283	1,465
2014 (H26)	477	96	11	122	276	148	1,130	98	15	13	32	112	270	1,400
2015 (H27)	466	94	11	131	278	129	1,109	100	0	11	36	113	260	1,369
2016 (H28)	482	94	15	139	289	110	1,129	92	14	10	34	105	255	1,384
2017 (H29)	455	87	15	142	269	104	1,072	90	15	10	42	76	233	1,305
2018 (H30)	402	87	10	177	263	119	1,058	82	21	10	38	86	237	1,295
2019 (R1)	363	91	11	154	240	118	977	66	20	10	34	86	216	1,193
増減数 (2010- 2019)	▲243	7	▲3	24	▲17	▲43	▲281	▲58	20	▲3	▲2	▲24	▲67	▲348
減少率 (2010- 2019)	0.59	1.08	0.78	1.18	0.93	0.73	0.77	0.53	-	0.76	0.94	0.78	0.76	0.77

#### (4) 団体競技の状況

団体競技について、全障スポ及び県スポで行われている種目は次のとおりである。

全障スポ	7 競技	県スポ	4 競技
車いすバスケットボール	[身体]	車いすバスケットボール	[身体]
バスケットボール	[知的] 男女	バスケットボール	[知的]
グランドソフトボール	[身体]		(未実施)
ソフトボール	[知的]		(未実施)
フットベースボール	[知的]		(未実施)
バレーボール	[身体男女 ・知的男女・精神]		(身体・知的未実施)
サッカー	[知的]	精神ソフトバレーボール	[精神]
			(未実施)
		ツインバスケットボール	[身体]

団体競技は、練習等の活動がチームとしての活動となるため、現状では活発に活動しているといえる状況ではなく、競技用具や指導者等が不足、又は指導者個人の活動に大きく依存している



状況である。

全障スポの正式団体競技について、チームの状況は次のとおりである。

競技種目	状況	内 容
車いすバスケットボール	○	長野車いすバスケットボール協会が主体となり、2チーム(長野市、松本市)が活動を行っている。 また、信州大学生が車いすバスケットボールチームに加わり、障がい者と一緒に活動を行っている。
バスケットボール	○	県 FID バスケットボール連盟により、特別支援学校の生徒及びその卒業生が中心となってチームを作り、練習及び大会を開催している。※FID：知的障がい (for players with an Intellectual Disability)
グランドソフトボール	○	視覚障害者福祉協会体育部が主体となり活動を行っている
ソフトボール (知的)	○	2021 年度 (令和 3 年度) から競技団体を設立し、活動を行っている。(R6.2 改訂)
フットソフトボール (知的)	○	現在、長野フットソフトボールクラブ安曇野レッズ (安曇野養護学校卒業生) のチームが主体となり活動を行っている。
バレーボール (身体)	△	聴覚障害者協会体育部が主体となり女子が活動を行っているが、 <u>男子のチームが存在しない。</u>
バレーボール (知的)	×	<u>現在チームが存在しない。</u>
バレーボール (精神)	○	県精神障がい者スポーツ推進協議会が主体となり活動を行っている。
サッカー (知的)	○	各地域のチームがそれぞれ活動を行っている。 現在、長野県サッカー協会の協力のもと、長野県チームの編成を行っており、北信越・東海ブロックへの出場を目指している。

(○：チーム有、△：チーム有 (一部無)、×：チーム無)

## (5) 全障スポへの参加状況

全障スポの団体競技に出場するためには、北信越・東海ブロック地区予選会で優勝する必要がある。車いすバスケットボール、バスケットボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール (身体女子・精神) は地区予選会に出場しているものの、サッカー※1、ソフトボール、バレーボール (身体男子・知的) は出場ができていない状況である。

なお、全国大会出場は、2016 年 (平成 28 年) いわて大会にバスケットボール (女子) が出場して以降、近年は出場に至っていない※2。これまでの全障スポへの参加状況は次のとおりである。この要因として、都市圏に身体障がい者が集中しやすく競技人口が多いこと (車いすバスケットボール等)、特別支援学校高等部などでしっかりとスポーツ活動できていること (バスケットボール等) 等が関係者から指摘されている。

※1 2023 年 (令和 5 年) 地区予選会出場

※2 2022 年 (令和 4 年) 栃木大会 バスケットボール (男子) 出場

近年の長野県選手団の参加状況

	競技名	2015	2016	2017	2018	2019
		わかやま	いわて	えひめ	ふくい	いばらき
個人競技	陸上	17	17	17	21	17
	水泳	4	5	5	6	5
	アーチェリー	1	1	1	1	1
	卓球	4	5	5	6	6
	フライングディスク	7	7	7	7	6
	ボウリング	3	3	3	4	3
	計	36	38	38	45	38
団体競技	バスケットボール（男女）	12	6			
	車いすバスケットボール					
	ソフトボール					
	グラウンドソフトボール					
	バレーボール（身体）（男女）					
	バレーボール（知的）（男女）					
	バレーボール（精神）					
	サッカー					
	フットベースボール					
	計	12	6	0	0	0

※バスケットボールの参加は、2015わかやま大会は男子、2016いわて大会は女子

※北信越・東海ブロック地区：新潟県、新潟市、富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県

※2019年（令和元年）のいばらき大会は、台風19号の影響により中止となったため、参加予定者数を記載

開催県の選手の参加状況

年	開催県名	人口	参加選手数		
			個人競技	団体競技	計
2015	和歌山県	963,579	137	144	281
2016	岩手県	1,279,594	139	150	289
2017	愛媛県	1,385,262	141	147	288
2018	福井県	786,740	134	146	280
2019	茨城県	2,916,976	157	153	310

※2019年（令和元年）のいばらき大会は、台風19号の影響により中止となったため、参加予定者数を記載

近年の本県選手の成績（個人競技）

年	開催県	開催県						長野県					
		選手数	順位	メダル獲得数				選手数	順位	メダル獲得数			
				1位	2位	3位	計			1位	2位	3位	計
2015	和歌山県	137	3	56	33	38	127	36	32	8	5	14	27
2016	岩手県	139	10	55	42	41	83	38	39	7	6	9	22
2017	愛媛県	141	3	54	30	37	121	38	38	7	13	12	32
2018	福井県	134	4	46	41	41	128	45	23	14	11	13	38
2019	茨城県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※2019年（令和元年）のいばらき大会は、台風19号の影響により全日程中止

※開催県の前後の成績（下線部は自県開催）

和歌山県	<u>2015 : 127 個 (3 位)</u> ⇒2016 : 55 個 (14 位) ⇒2017 : 26 個 (30 位) ⇒2018 : 28 個 (33 位)
岩手県	2015 : 21 個 (41 位) ⇒ <u>2016 : 83 個 (10 位)</u> ⇒2017 : 24 個 (33 位) ⇒2018 : 16 個 (45 位)
愛媛県	2015 : 39 個 (23 位) ⇒2016 : 51 個 (16 位) ⇒ <u>2017 : 121 個 (3 位)</u> ⇒2018 : 59 個 (13 位)
福井県	2015 : 18 個 (45 位) ⇒2016 : 16 個 (47 位) ⇒2017 : 23 個 (37 位) ⇒ <u>2018 : 128 個 (4 位)</u>

## (6) 障がい者スポーツを支える支援機関・団体や指導者の現状

県や市町村、福祉団体、個別の競技団体以外に、障がい者スポーツを支える主な活動団体は次のとおりである。

### ① 長野県障がい者スポーツ協会

各都道府県に組織されており、障がい者スポーツの普及振興を図るため、日本パラスポーツ協会と連携し、各種大会の開催、研修・講習会の開催、アスリートの育成・支援等を行っている。

### ② 長野県障がい者スポーツ指導者協議会

障がい者スポーツ指導者のボランティア組織団体であり、各都道府県に組織されている。

日本パラスポーツ協会、長野県障がい者スポーツ協会と連携し、各事業や大会への協力、地域での障がい者スポーツの普及指導等を行っている。（事務局は、長野県障がい者スポーツ協会内）

協議会の中核を担っているパラスポーツ指導員は、日本パラスポーツ協会の公認資格であり、県下には456名の登録者（2019年（平成30年）7月末現在）がおり、長野県障がい者スポーツ協会では県からの委託により初級の養成講座を毎年度開催し、指導員の人材養成に努めている。

長野県のパラスポーツ協会公認指導者登録者数（ ）内は全国

種別	資格概要	登録者数	
		2019年7月	2023年11月
初級	地域で活動する指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者	376 (21,196)	459 (21,627)
中級	地域における障がい者スポーツのリーダーとしての役割を持ち、指導現場で十分な知識・技術に基づいた指導ができる者	63 (3,977)	74 (4,327)
上級	県レベルのリーダーとして、指導現場では障がい者スポーツの高度な専門知識を有し、指導技術と豊富な経験に基づいた指導と指導員を取りまとめる指導的立場になる者	17 (817)	18 (899)
計		456 (25,990)	551 (26,853)

### ③ スペシャルオリンピックス日本・長野

知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を提供する国際的な組織であるスペシャルオリンピックスの長野県の地区組織である。

本県では、主に陸上、水泳、バスケットボール、サッカー、ボウリング、テニス、フロアホッケー、スキーなどのスポーツプログラムを独自に実施している。

また、本県では2005年（令和17年）にスペシャルオリンピックス冬季世界大会が日本で唯一開催されている。

## (7) 県及び県障がい者スポーツ協会における現状の取組

これまでも県では、障がい者スポーツ振興に関する事業を実施しており、また県障がい者スポーツ協会への支援を通じて競技団体への支援や指導者の育成、各大会の開催を実施している。

## (8) 新型コロナによる影響 (R6.2 改訂)

### ① 県障がい者福祉センター (サンアップル)

サンアップル・サンスポートの利用状況の推移 (延べ利用人数) (単位:人)

施設区分	2018 (H30)	2019 (R1)※	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	R4/H30 (%)
サンアップル	105,680	66,512	39,477	44,390	67,822	64.2
サンスポート	ながの	1,085	1,502	10.38		
	まつもと	5,059	5,040	1,480	2,183	49.4
	佐久	4,273	4,151	1,710	2,278	60.4
	駒ヶ根	11,061	9,627	6,062	6,397	58.7
計	127,158	86,832	49,767	55,248	79,392	62.4

※2019年(令和元年)10月 千曲川決壊による水害発生

施設の利用制限を行っていた2020年度(令和2年度)は、2018年度(平成30年度)の約4割まで落ち込んだが、その間も利用時間、人数制限を行い、対面事業とICT(情報通信技術)を活用した事業を両立し「スポーツ・運動を止めない」ことを基本に事業を継続してきたことで徐々に利用者は増加し、2022年度(令和4年度)は新型コロナ前の約6割まで回復した。

### ② 県障がい者スポーツ大会

競技別参加者数

年度	個人競技								団体競技						合計
	陸上	水泳	アーチ エリー	卓球	FD	ボウリング	ボウ チャ	計	ゲート ボール	車いす バスケ	ツイン バスケ	知的 バスケ	精神ワ トホレ	計	
2019 (R1)	363	91	11	154	240	118		977	66	20	10	34	86	216	1,193
2023 (R5)	187	52	6	70	70	59	10	454		22	10	35	54	121	575
R5/R1 [%]	51.5	57.1	54.5	45.5	29.2	50.0	—	46.5	—	110	100	103	62.8	56.0	48.2

※2020年(令和2年)～2022年(令和4年)の3年間は、新型コロナの影響により大会を中止。

2023年(令和5年)の参加者数が、2019年(令和元年度)と比較し50%以下にとどまっている。申込期間(4/24～6/2)が感染症分類を5類へと引下げた時期と重複し、まだ日常生活に戻る過渡期であったこと、また一部の障がい福祉施設を中心に、新型コロナの影響を理由に直前で参加を取りやめる選手が多かったことから、2023年(令和5年)大会も引き続き新型コロナの影響を受けたと考えられる。

なお、障がい者を支援する医療、教育(学校)、福祉の関係機関等から、障がい者に対する大会の参加申し込みの働きかけが、コロナ禍で十分行われなくなったことも参加者が減少している理由のひとつと考えられる。

### ③ 全国障害者スポーツ大会

開催県及び本県選手の成績（個人競技）

年	開催県	開催県						長野県					
		選手数	順位	メダル獲得数				選手数	順位	メダル獲得数			
				1位	2位	3位	計			1位	2位	3位	計
2018	福井県	134	4	46	41	41	128	45	23	14	11	13	38
2022	栃木県	151	2	62	40	39	141	34	24	10	11	8	29
2023	鹿児島県	153	1	74	70	46	190	35	27	9	11	9	29

※2019年（令和元年）茨城大会は台風19号の影響で中止。新型コロナにより2020年（令和2年）鹿児島大会は延期、2021年（令和3年）三重大会は中止。

開催県の成績の推移（下線部は自県開催）

栃木県 2022：141個（2位） ⇒2023：57個（9位）

鹿児島県 2022：61個（6位）⇒2023：190個（1位）

2022年（令和4年）栃木大会は、複数回のPCR検査や競技又は観戦時の入場制限など、徹底した感染症対策のもと開催された。2023年（令和5年）の鹿児島大会では、感染症分類が5類に引き下げられてから既に5か月以上経過しており、日常生活でも新型コロナ前の生活が戻っていたことから、特段の感染症対策は講じられなかった。

本県の個人競技の都道府県別メダル獲得数は、2018年（平成30年）福井大会と比較し栃木・鹿児島大会とも大きな変動はなかった。

### ④ まとめ

新型コロナの影響により、スポーツ施設の使用や登校が制限されるなど、生活の中でスポーツする環境が失われた。併せて、東京オリ・パラなどの国際大会から地域の大会・体験会まで軒並み中止・延期となり、スポーツをする機会が失われた。2023年（令和5年）5月に感染症分類が5類に引き下げられたことを機に、スポーツ活動は回復しつつあるが、まだ新型コロナ前の水準に戻っておらず、新型コロナは障がい者スポーツの振興に大きな影響を与えた。

## 2 課題

障がい者がスポーツに出会い、スポーツを始めるためには、地域において人や場所といったスポーツをするための環境などが整っている必要がある。しかしながら、障がい者自身や地域には、様々な課題が存在しており、広く障がい者スポーツに親しめる環境を整えていくためには、各地域において、その動きを生み出すためのきっかけづくりから取り組んでいくことが大切である。そのために、各行政機関と各種団体・組織との連携を構築しつつ様々なアプローチが必要である。

### （1）障がい者スポーツの選手育成に向けた環境の未構築

#### ①選手の発掘及び育成

本県の障がい者スポーツの各種大会への参加者は、年々減少の一途である。また身体障がい者については高齢化が著しい状況であり、競技団体から「新規の障害者手帳の取得者は、競技団体に加入していただけない。」といった声が上がっている。病院から直接社会復帰するようになったこと、個人情報等の壁などにより、障がい者スポーツとの接点が減少し、スポーツ活動への勧誘を行い

にくいことが、新規の手帳取得者がスポーツに関心を持たない理由と思われる。医療関係者、学校、行政（障害者手帳取得段階）が障がい者にスポーツを勧めたり、紹介することが障がい者スポーツ普及や選手の発掘育成につながる重要なポイントと考えられる。（R6.2改訂）

全障スポにおいては、開催県は参加可能者数の枠が大幅な増となることから、障がい者スポーツの普及及び拡大が喫緊の課題となっている。

これまで本県の団体競技については、全障スポの予選会である北信越・東海ブロックにおいて優勝できず、近年出場できていないことから、団体競技の普及・チーム結成、強化が大きな課題であるとともに、個人競技と団体競技の合計で 300 名規模の選手団の編成を目指して発掘、育成する必要があるが、県内にはこれに対応する取組が構築されていない状況である。競技人口の減少と高齢化を迎えている本県においてスポーツの普及から選手の発掘・育成、サポート体制の構築など、多くの課題がある。

## ②障がい者スポーツの裾野拡大、拠点づくり

本県の障がい者スポーツの裾野を広げていくためには、地域における障がい者スポーツの活動拠点に関する課題を解決していかなければならない。地域においては、障がい者のスポーツに対して様々な制限や課題があり、例えば、認知度が高い車いすバスケットボールであっても、特定の地域を除き、実際に自分の住む地域で車いすバスケットボールを見たことがない、指導者もいない、競技用具もない状況にある。また、実際に体験する場合でも一人では困難なことから、現在チームのある松本市や長野市まで移動しなければならない状況にある。このため、スポーツをするきっかけ（導入）としては、その働きかけを実際にできる機関・団体に所属していることが必要となっている。

また、障がいや病気等による入院中に障がい者スポーツに接することができる環境があることが望まれるが、現状では十分ではなく、スポーツ等が機能回復に役立つことは知られているが、近年のリハビリテーションでは十分に理解、活用がされていない。入院中にスポーツに触れ、退院後に社会復帰した際にスポーツを継続することができれば生活の質の向上（QOL）の一助となる。

特別支援学校に在学中は、教育の一環として体育授業や課外活動の時間の中でスポーツが実施されているが、定期的及び幅の広い競技種目を継続的に実施している学校は少ないのが現状である。現状よりももっとスポーツに取り組める環境をつくるには、教員・生徒を対象にスポーツの初期導入と継続的なスポーツ活動が実施できるノウハウを提示し、定着できるようにすることが必要となってくる。

## （2）障がい者スポーツを支える人材、競技用具の不足

現在、障がい者スポーツは様々な人や機関・団体等によって支えられている。しかしながら、一方で障がい者が様々なスポーツに親しむためには、まだまだ障がい者スポーツを支える人材は不足している。特に、2028 全障スポに参加する選手を育成するためには、裾野を広げ、地域で支えていく人材、大会当日選手団を支えるスタッフ、大会の競技運営を支えていく人材を養成していかなければならないが、現状では十分ではない。

現在、パラスポーツ指導員は本県では 456 名の登録者（2019 年（令和元年 7 月末現在））がいるが、実際に継続的な活動をしている指導員は少ない状況（約 1 割程度）であるとともに、技術的、専門的な知識や経験が少なく、地域においてどう活動したらよいのか分からず、地域における障

がい者スポーツの指導的な立場になるまでには至っていない。

このため、指導員には大会等への参加といったような実践の機会をとおして、個人のスキルアップや指導者としての情報交換、組織化が求められており、全障スポに向けて活動できる方策を早急に検討し、実施していくことが必要である。

障がい者が競技活動の継続を希望しても、身近な地域において一般競技団体との連携や競技団体内での障がい者への理解（指導者への障がい者スポーツの研修の実施等）が不足しているため、参加が困難な状況がある点も課題である。今後は、県スポーツ協会が実施するスポーツ指導者養成研修等に、障がい者スポーツへの理解に関する講義の導入、スポーツ指導員や関係各所に競技団体の紹介のパンフレット配布等の対策を検討していく必要がある。（R6.2改訂）

また、障がい者スポーツ独自の競技用具について、身近な地域に整備されているとは言えない状況にあることから、障がい者だけでは参加人数が足りずに活動しにくい時に、健常者を加えようとしても競技用具がないため、結果的に障がい者のみの活動となってしまう。逆に、健常者が車いすバスケットボールというスポーツをやってみたいと思っても、地域では実施できないということでもある。このように競技用具が未整備の状況は、障がい者、健常者ともにスポーツに親しむための障壁となっている。

### （3）チーム未結成競技への支援、普及が十分でない競技種目の普及、競技力向上

全障スポにおいては、個人競技7競技、団体競技7競技が行われているが、地区スポ、県スポへの参加状況、ブロック予選大会への参加及び成績状況を考慮すると、次の項目について計画的な早期の対応が必要である。

- ①チーム未結成の団体競技への支援、未普及個人競技の普及
- ②団体競技のチーム数増加、競技力の向上（ブロック予選大会の突破）
- ③競技団体未設立の団体支援
- ④各競技役員・運営スタッフの育成（公認審判資格等を取得するためには早期に実施）

### （4）障がい者スポーツの情報発信

障がい者スポーツに関する情報については、これまでも県や市町村の行政ルートやインターネットの活用により発信を行ってきたが、必要な人に必要な情報が届いていない、スポーツをする障がい者の情報と支援する側の情報の断絶、双方向の情報として有機的に機能していないなどの課題があった。障がい者スポーツに関する話題は、マスメディアに取り上げられることも少なく、県民の理解を得るには程遠い状況である。

### （5）オープン競技の普及（R6.2改訂）

全障スポでは、競技規則に定められていない競技種目であっても、広く障がい者の中でスポーツを普及する観点から有効であると認められる競技種目を「オープン競技」として実施している。

全障スポ先催県の例では、3～6競技が実施され、2028年の本県での開催時にも実施が見込まれるが、全国からの選手が参加する見込みが少ないことから、県内で既に活動している団体を軸に、競技の普及と強化育成が望まれる競技を選定し、オープン競技が実施できるように、選手役員の育成及び競技用具の整備を進めていく必要がある。

なお、オープン競技の基本方針は、2024年（令和6年）2月開催の第82回国民スポーツ大会・

第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会第 11 回常任委員会で決定し、競技運営団体を公募後、スポーツ庁と日本パラスポーツ協会からの承諾を得て正式に決定される。

オープン競技は 2028 全障スポの一環として実施される競技種目であり、大会を機にスポーツを通じた共生社会の実現や障がい者スポーツの普及拡大につなげていく必要がある。

#### 先催県のオープン競技

年次・大会	オープン競技種目
2017 えひめ	肢体障がい者ボーリング、ブラインドテニス、精神障がい者フットサル
2018 ふくい	卓球バレー、車いすテニス、ゲートボール
2019 いばらき	グラウンド・ゴルフ、車いすダンス、スポーツウェルネス吹矢、卓球バレー、ハンドアーチェリー、ブラインドテニス
2020 かごしま	スポーツ吹矢、電動車椅子サッカー、ふうせんバレーボール（身・知・精）

### （6）県障がい者スポーツ大会の開催時期と実施競技

現在、県スポは、全障スポの個人競技における県代表選手選考の予選を兼ねて毎年 9 月の第 2 日曜日に県松本平広域公園（松本市）を中心とした地域で実施している。

この大会で優秀な成績を収めた選手は、翌年の全障スポ出場選手として推薦され、2 回の強化合宿を経て派遣されることとなっている。選手によっては、加齢的变化や病気の進行等による成績低下も危惧され、以前から開催時期と選考時期についての見直しの意見が出ていた。折しも、同公園の陸上競技場は 2022 年（令和 4 年）から 2025 年（令和 7 年）まで改修が予定されており、本県での全障スポの分散開催と合わせて、県スポの開催時期及び開催方法、選手選考について検討を進めていく必要がある。

県スポには、全障スポにない競技種目を実施している一方で、全障スポにある競技種目で実施していないものもある。県スポの実施競技を早急（令和 6 年以降）に見直していく必要がある。

### （7）新型コロナによる影響（R6.2 改訂）

新型コロナの影響により、スポーツ施設の使用制限、各種大会・体験会の中止・延期、学校訪問制限など、2028 全障スポに向けた様々な取組は、計画どおり進まない期間があった。さらに、このパンデミックを経たことで、生活スタイルに変化がみられ、新型コロナが収束しても、以前のスポーツ参加者がそのまま戻ってくるとは限らない状況である。

感染症とその対策について関係者の理解を促進し、スポーツ活動による健康活動の啓発を行うとともに、県スポなどへの参加者を増やすため、体験会や練習の機会を確保していく必要がある。さらに 2028 全障スポに向けた競技力向上の取組は喫緊の課題であることから、大会までの残された期間に応じ、効率よく推進していく必要がある。

## 3 目指すべき姿と目標について

2028 年（令和 10 年）に本県で開催される全障スポには、開催県として約 300 名の選手が出場することとなるが、単に大会を開催するだけでなく、多くの県民の協力のもと、大会を通じて、障がい者のスポーツ実施率の向上や障がい者の健康増進が図られ、さらに社会が障がい者に対する理解を深め、県全体で共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが求められている。

次に示す目指すべき姿を実現するために、目標を定めるものとする。



## (1) 目指すべき姿について

### ①地域の身近な場所で、障がいの有無にかかわらずスポーツを共に楽しむ姿

- ・地域のクラブチーム内に障がい者と健常者が混在してスポーツを楽しんでいる。
- ・アクセスが容易な場所に練習場が確保され、近くに住む障がい者と乗り合わせて練習会場に来て（移動手段の課題が解決され）、運動を楽しむ姿が見られる。

### ②障がい者スポーツに理解のある指導者が増え、障がい者が適切な練習や競技ができる姿

- ・特別支援学校・普通学校において、障がい者の参加するクラブ活動が活発に行われている。教員だけでなく、外部講師としてスポーツ指導員等を招聘してその活動が持続できている。また、卒業後も継続して地域でスポーツができている。
- ・医療機関においてリハビリテーションの一環としてスポーツ指導が行われている。(R6.2改訂)

### ③障がい者が自己の能力を発揮し、全障スポ等に出場し、活躍している姿

- ・全障スポをめざし、選手が努力するきっかけを作り、その成果を広く県民に示すことで、障がい者に対する理解を深めてもらうと共に、大会開催以降も継続してスポーツ活動ができる環境が地域にある。
- ・県内の障がい者が全国レベルの大会に出場する機会を増やすため、競技団体に働きかけ、県内で全国レベルの大会を開催できている。

### ④県民が2028全障スポの運営を支え、応援している姿

- ・見るスポーツ・するスポーツ・支えるスポーツの概念が広く浸透している。
- ・スポーツイベントの運営の楽しさを理解するイベントボランティアが数多く存在している。
- ・スポーツが苦手でも、スポーツを頑張る人を支えて楽しいという人が組織化できている。
- ・全障スポを見据え、各種競技の全国レベルの大会を開催し、ボランティアの育成と、競技知識の普及が進んでいる。
- ・これまで一般メディアを通じた報道は少ない傾向であったが、大会を通じて様々なメディアに大会の様子を取り上げてもらい、多くの県民が見る・知ることができる。
- ・小、中学生の授業の一環として大会の観戦が積極的に行われている。

## (2) 選手育成の目標数

2028全障スポでの選手団編成に向けて、計画的に選手を発掘・育成、強化を行う必要があり、エントリー数は300名が想定されることから、補欠等を踏まえ540名の選手育成を目標とする。

全障スポ出場選手は、県スポの成績等を参考に選考委員会の審議を経て選考している。目標数を達成するためには、若年層の県スポ出場が重要な課題となる。若年層の出場を促すため、特別支援学校だけではなく、普通学校への働きかけや市町村からの県スポの周知など様々な角度から選手増のムーブメントを起こさなければならない。また、感染症が県スポの不参加の理由とならないよう、分散開催のメリットを生かしていく必要がある。(R6.2改訂)

本目標数の達成は、新型コロナの影響等を考慮し、「躍進期」(2025年から2027年)に実現するものとし、2022年(令和4年)に全障スポを開催した栃木県が実施した「強化指定選手(アスリートゴールドリーダー)」等を参考に組織的な強化を検討していく。

〔選手 個人競技7競技 143名、団体競技7競技 157名、合計300名役員 200名 〕

区分	競技区分	2019 いばらき	2028 全障スポエントリー数				選手 育成 目標数		
			身体	知的	精神	計			
個人 競技	陸上競技	17	27	23	—	50	80		
	水泳	5	10	10	—	20	30		
	アーチェリー	1	4	—	—	4	10		
	卓球	6	8	6	6	20	25		
	フライングディスク	6	15	15	—	30	50		
	ボウリング	3	—	15	—	15	20		
	ボッチャ	—	4	—	—	4	20		
	計	38	68	69	6	143	235		
団体 競技	バスケットボール	男	0	—	12	—	12	40	
		女	0	—	12	—	12	40	
	車いすバスケットボール	0	12	—	—	12	15		
	ソフトボール	0	—	15	—	15	20		
	グラウンドソフトボール	0	15	—	—	15	20		
	フットベースボール	0	—	15	—	15	20		
	バレーボール	身体	男	0	12	—	—	20	20
			女	0	12	—	—	20	20
		知的	男	0	—	12	—	20	20
			女	0	—	12	—	20	20
	精神	0	—	—	12	12	20		
	サッカー	0	—	16	—	16	50		
	計	0	51	94	12	157	305		
合計	38	119	163	18	300	540			

※エントリー数は、2019 いばらき大会の競技別参加枠（目安）の障害種別の割合で推測

### （３）大会に向けての目標（R6.2改訂）

#### ①目標

選手・チーム自ら設定した大会目標に向かい、個々が置かれている環境のもと精一杯努力し、開催県の代表として誇りを持って競技に挑む。

#### ②指標

ア. 個人競技 自己記録の更新（年齢区分ごと）

参加選手の半分

イ. 団体競技 2027年宮崎大会の地区ブロックを突破し全国大会に進出

6チーム/12チーム

### （４）大会を契機とした目標（R6.2改訂）

#### ①目標

大会開催を契機として、一人でも多くの障がい者がスポーツを楽しみ、身近な地域でスポーツをする環境が整う

#### ②指標

ア. 長野県障がい者スポーツ大会の参加者数

1,300名(R11)

参考 2017年(平成29年)⇒1,305名 2023年(令和5年)⇒575名

イ. 県内障がい者のスポーツ実施率（1年以内にスポーツを実施した割合）

13%(R11)

参考 県障がいのある方の実態調査 2023年(令和5年)⇒11.3%

県第3次スポーツ推進計画目標 一般成人 運動スポーツ実施率 14.4%増(6年間)

ウ. 総合型地域スポーツクラブで障がい者が参加するプログラムの実施クラブ率

50%(R9)

参考 2022年度(令和4年度)31.9%【実施クラブ/県内全クラブ】

県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」と同じ数値目標

## 第3章 障がい者スポーツの振興に向けた行動推進計画

### 1 取り組むべき施策の柱

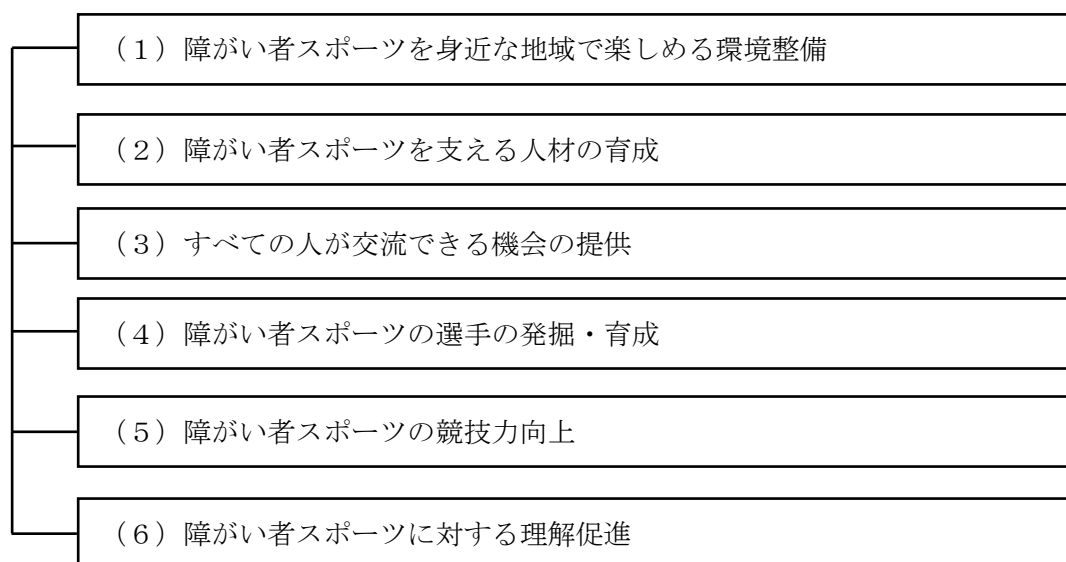
(基本的な考え方)

障がいがあっても、身近な地域で、年齢や性別に関係なく、幼少期からスポーツやレクリエーション等を通じて体を動かすことにより、スポーツの楽しさの体験を通じて地域の人と交流し、誰にも居場所と出番がある共生社会づくりを目指していくことができる文化を育てていく。

そのために目指すべき将来像に対して、取り組むべき施策を6つの柱に整理する。

6つの施策は、一つを実現すれば目指すべき姿と目標が達成できるものではなく、それぞれが密接に関連していることから、一体として取り組むことで障がい者スポーツの振興が実現できることに留意する必要がある。

#### 《障がい者スポーツ振興のための6つの施策》



### 2 施策の柱ごとの取組内容

#### (1) 障がい者スポーツを身近な地域で楽しめる環境整備（拠点づくり）

障がい者が身近な地域で、日常の生活においてスポーツや運動を楽しむためには、身近な場所に初期的な相談や運動、レクリエーション等を楽しむことができ、それを支える体制と障がい者に対する支援プログラムが整っている場所（拠点）を数多く整備する必要がある。

また、その拠点にスポーツをしたい障がい者とその家族をつなげる市町村等を介した情報のネットワークが整備されていることが求められており、地域において障がい者スポーツの拠点ネットワークづくりが不可欠である。

2024年（令和6年）4月から県の障がい者スポーツの所管が一般スポーツと一元化されることになるが、一元化後も競技スポーツに偏ることなく、福祉・医療等多方面の分野と連携して、スポーツを通じた地域づくりを加速していく必要がある。（R6.2改訂）

### **(早期に取り組むべきもの)**

- 障がい児やその保護者がスポーツに取り組む初期のきっかけづくりの提供  
(特別支援学校のクラブ活動活性化、学校体育館の障がい者スポーツへの開放  
リハビリテーションの見地から、患者とその家族へのスポーツの紹介等)
- 障がい者スポーツが楽しめる動機付けとなるような企画の実施
- 総合型地域スポーツクラブが障がい者スポーツを実施するノウハウ獲得の支援
- 地域の体育施設等を円滑に使用できるように市町村等の施設管理者への働きかけ
- 県スポの開催のあり方に関する検討(開催時期、場所、実施競技種目、全障スポ選考方法等  
の見直し検討を行うことによる全障スポ開催に向けた選手育成や環境整備)
- 障がい者が主体的に利用できるような既存施設のスポーツ拠点を活用した拠点づくり
- 障がい者スポーツの裾野拡大(障がいのある方が身近な場所でスポーツに出会い実施できる  
環境づくり)を図るため、県組織(観光スポーツ部・健康福祉部)と障がい者福祉センター  
(サンアップル)・県障がい者スポーツ協会、市町村(スポーツ・福祉)等との有機的連携  
強化や施策の共有 (R6.2 改訂)

### **(中長期的に取り組むべきもの)**

- 医療機関におけるスポーツの実施・障がい者スポーツ情報窓口機能の付加(相談拠点づくり)
- 障がい者スポーツのニーズの把握、障がい者及び家族の意識変革に向けた働きかけ
- 身近な地域で利用できる障がい者スポーツの用具の整備・配置
- 障がい者のスポーツ実施率の向上 (R6.2 改訂)
- 総合型地域スポーツクラブや一般スポーツクラブに参加する障がい者増加に向けた働きかけ  
(R6.2 改訂)

## **(2) 障がい者スポーツを支える人材の育成**

障がい者がスポーツを行うためには、指導者やボランティア等の支える人材の存在が不可欠であり、サンアップル・サンスポートの指導員は、その専門性を持って地域の障がい者スポーツ活動の中核を担っているが、(公財)日本パラスポーツ協会の公認資格であるパラスポーツ指導員として、実際に活動している人は多くない。

一方で、地域にはスポーツ指導の人材として、スポーツ推進委員、地域スポーツクラブの運営者、公民館職員等が地域スポーツを支えている。これらの人たちに障がい者スポーツの知識を持ってもらい協力を得ることは、障がい者が身近な地域でスポーツを続けていくために重要であり、その知識や経験、資源等を有効に活用できるネットワークの構築が必要である。

なお、新型コロナの影響により長期間にわたり、特に障がい者スポーツにかかる大会・体験会等が中止・延期に追い込まれ、障がい者スポーツを支えるパラスポーツ指導員の活動の場が奪われた。(R6.2 改訂)

### **(早期に取り組むべきもの)**

- スポーツについて障がい者が気軽に相談できる窓口の充実  
(医療関係者、行政窓口等への協力の依頼)
- 地域で障がい者とスポーツ指導員等とのコーディネート業務を担える人材の育成
- 一般スポーツ指導者に対するパラスポーツ指導員の資格取得の働きかけや支援

- パラスポーツ指導員の活動意識を高める競技ごとのスキルアップ研修の実施
- 特別支援学校でのスポーツ指導を行う専門家の養成、派遣
- パラスポーツ指導員等への活動する場の提供（R6.2改訂）

**（中長期的に取り組むべきもの）**

- パラスポーツ指導員の情報を誰もが閲覧、検索できる人材バンク的な仕組みの構築
- パラスポーツ指導員の養成拡大及び組織的な活動の活性化
- スポーツ指導員・スポーツ推進委員との連携や人材の支援体制の構築（R6.2改訂）
- 障がい者やその家族のスポーツへの不安解消に向けた医療関係者等の協力体制の構築
- 元パラ選手等の人材活用（R6.2改訂）

**（3）すべての人が交流できる機会の提供**

障がい者だけが特別にスポーツに親しむ場を設けるのではなく、日頃の活動の中に障がいのある人とない人がスポーツを通じて交流できる場が地域に数多くあることが障がい者のスポーツ振興にとって大切である。このためには、普段から学校教育における障がい者スポーツを通じた理解促進や企業に対する障がい者スポーツへの理解を得ながら、地域を挙げた取組が必要となってくる。

2022年（令和4年）長野県障がい者共生条例を施行し、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すため、障がいのあるなしにかかわらず交流できる取組を推進する必要がある。

**（早期に取り組むべきもの）**

- I'mPOSSIBLE等のスポーツを題材とした教育プログラムを実践できるスキルを持つ県内講師の養成（教育・学び）
- 障がいの特性や障がい者スポーツ、共生社会の構築に対する企業や事業所等の理解促進
- パラスポーツ指導員や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進員、スポーツレクリエーション指導者の連携体制構築
- 障がいの有無、性別、年齢に関係なく誰でも楽しめる障がい者スポーツ（ボッチャ等）の大会参加を通じた交流の場の提供
- 公民館活動におけるスポーツを通じた地域密着型の交流活動の展開
- 学校等において、子どもの頃から障がい者スポーツに触れる機会の拡大

**（中長期的に取り組むべきもの）**

- 障がい者から、同じ障がいがある人に対しての健康増進や運動等のアプローチを行うロールモデルの開拓
- サンアップルと総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員の連携強化による高度なスポーツ支援を可能とするネットワークの構築の拡大
- 放課後等デイサービスでの運動プログラムの提供や充実
- 障がい者や健常者が誰でも共に楽しむことができる大会やイベントの開催

**（4）障がい者スポーツの選手の発掘・育成**

障がい者がスポーツに親しむきっかけづくりやスポーツを継続していくためには、それをつ

なげ支えていく仕組みと指導者の存在が不可欠である。2028 全障スポに向けては、エントリー目標数と比較して、現状の全障スポ参加選手数が大きく下回っていること、団体競技に関しては県内にチームが存在しないものもあることなどを踏まえ、競技種目別・障がい種別に分析を行い、発掘・育成する選手の目標数と達成の方法を明確にして取組を進める必要がある。特に、全障スポに出場する選手を育成していくためには、特別支援学校や特別支援学級に在籍している生徒に全障スポ競技や各種スポーツを体験してもらい、選手として発掘していくことが急務である。

なお、新型コロナによる影響によりみらいアスリートディレクター等の活動が制限されたことから、一人でも多くの児童生徒に障がい者スポーツに関心を持ってもらえるよう、効率よく選手の発掘育成を行う必要がある。(R6.2 改訂)

#### **(早期に取り組むべきもの)**

- 特別支援学校に対するキャラバンのな団体競技の普及活動の促進
- みらいアスリートディレクターによる特別支援学校や特別支援学級・普通校に在籍している児童生徒に対するスポーツへの理解促進や体験の場の提供 (R6.2 改訂)
- 競技人口の増加に向けた体験会や練習を積むための機会・場の確保 (R6.2 改訂)
- 市町村の福祉担当部署と連携したアスリート候補者の発掘
- 医療関係者(整形外科医・リハビリテーション科医、スポーツドクター、理学療法士会、作業療法士会等)への障がい者スポーツの普及活動 (R6.2 改訂)
- 障がいのある選手の高齢化傾向を踏まえた、小中高生の選手の育成強化
- 福祉関係者、各種事業所に対するスポーツ活動への理解・参加への働きかけ
- 全障スポに向けた団体競技の強化促進(団体設立、強化合宿、有力大会への派遣)
- 小学校高学年から30歳までの年齢層を対象とした東京都パラスポーツ次世代選手発掘プログラム(<https://www.para-athlete.tokyo/>)を参考とした競技をしたい人とスポーツや競技との出会いをつなぐプログラムの実施
- 県障がい者スポーツ協会の普及強化委員会の選手・競技役員等育成専門部会における選手の育成・強化及び競技団体の強化策等に関する提言による施策の具体化

#### **(中長期的に取り組むべきもの)**

- 全国規模の障がい者スポーツ大会の誘致・開催
- 選手がスポーツ活動を持続させていくための経済的なサポートの仕組みの構築
- 県スポとセットで開催するジュニアのスポーツ体験会・記録会の実施

### **(5) 障がい者スポーツの競技力向上**

パラリンピック等の国際大会の舞台で活躍する選手の姿は、障がいのある人だけではなく、多くの県民に感動と勇気を与えてくれる。選手が活躍するためには本人の努力と家族の支えに加えて、競技力向上のための環境整備が重要となる。

このためには、選手の育成・強化を担う競技団体の強化、練習や合宿、指定強化選手制度の導入等が必要となる。

また、2024年(令和6年)4月から県の障がい者スポーツ行政が一般スポーツと一元化されることを機に、一般スポーツ団体等との連携を更に深め、競技力向上のための指導者の派遣等の取組を一層強化する必要がある。(R6.2 改訂)

**(早期に取り組むべきもの)**

- 障がい者スポーツ団体と一般スポーツ団体との競技力向上に向けた連携の強化(スポーツ協会とのパイプ強化)
- 躍進期[2025年(令和7年)～2027年(令和9年)]における強化制度の構築(R6.2改訂)
- 団体競技の強化に向けた、選手発掘、練習強化、指導者の育成面での支援促進
- 2028全障スポの競技運営を支える審判等の競技役員の養成及び養成のための制度の構築
- 長野県養護学校体育連盟で取り組むチーム競技参加への働きかけ
- 「勝てる」競技力を目指す選手、指導者の意識改革
- 団体競技における2028全障スポ後を見据えた持続的な組織運営体制の構築(先進的な取組を参考)(R6.2改訂)

**(中長期的に取り組むべきもの)**

- 2028全障スポの指定強化制度の創設及び強化策の策定
- 中央競技団体の技術指導等を仰ぐ上で必要な、組織未設置の競技団体の設立の促進

**(6) 障がい者スポーツに対する理解促進**

これまでも障がい者スポーツに対する理解促進のための普及活動は、県民やスポーツをする障がい者及びその家族、企業等に対して行ってきたが、社会の多様化が進み、すべての人が障がい者スポーツに関心をもつということができ難い状況の中、広報手段としてのSNS等の活用の遅れもあって、障がい者スポーツの認知度を高めることは十分ではなかった。

これまで以上にSNS、マスメディア等を活用した障がい者スポーツの情報発信の取組を進めていくとともに、県民や企業等の関心を高め、自発的な参加を促し、障がい者スポーツは楽しいものという魅力を伝え、福祉というイメージを払しょくする必要がある。そして、誰もが参加したいと思えるようなイメージの構築を図り、県民に対して参加へのアクションを促していく。

※SNS：ネットワーク上で社会的つながりを持つためのサービスの総称(Social Networking Service)

さらに、新型コロナによりスポーツ活動が停滞し、2028全障スポに対する県民の理解の広がりには遅れ気味であるので、情報発信等の取組を強化する必要がある。(R6.2改訂)

**(早期に取り組むべきもの)**

- SNS、マスメディア等を活用した情報発信  
全障スポなどにおける選手の活躍が県内で報道されるよう、県・県障がい者スポーツ協会・競技団体等による県内メディアへの働きかけ(R6.2改訂)
- スポーツをする障がい者と行政との双方向の情報伝達の確立
- 県及び県障がい者スポーツ協会のホームページ等による情報発信の充実(R6.2改訂)
- 国民スポーツ大会と一体となった2028全障スポに対する県民全体への理解促進と機運醸成(R6.2改訂)

## 第4章 計画の着実な推進

### 1 計画の進捗管理と評価

行動推進計画を着実に推進していくために、事業の効果や進捗状況を把握・評価し、障がい者スポーツの振興への取組に反映していく。

### 2 推進体制の構築

全障スポへの選手発掘・育成等に向けて取り組むためには、実際に障がい者スポーツに携わる機関・団体などの協力を得なければ効果的な事業の推進は不可能である。今後、これまで以上に官民あわせて関係する機関・団体等での取組が必要となってくる。

#### ① 県障がい者スポーツ協会の体制強化

県障がい者スポーツ協会は、本県における障がい者スポーツの振興を競技団体としての立場で担っていることから、2028 全障スポの開催に向けた選手発掘・育成及び強化に向けて十分その機能を果たすことができるよう組織体制の強化及び高い専門性を有する職員の育成を図っていく必要がある。

#### ② スポーツ行政の一元化（R6.2 改訂）

スポーツ基本法の施行（2011年（平成9年））を契機に、国においては2016年度（平成28年度）のスポーツ庁の設置とともに、障がい者スポーツ行政の一元化が図られてきており、全国の都道府県では2023年（令和5年）4月現在22の都道府県がスポーツ行政の一元化を図っている。

2028年（令和10年）の国スポ・全障スポの開催における両大会の融合の理念のもと、共生社会の実現と真に障がい者スポーツの振興に資するために、2024年（令和6年）4月に県の障がい者スポーツ行政は一般スポーツとの一元化を行う。一元化を契機として、2028 全障スポに向けた競技力向上のため、県スポーツ協会及びその加盟団体と県障がい者スポーツ協会及びその加盟団体等の連携を一層強化するとともに、障がい者スポーツの裾野拡大や普及促進のため、福祉関係の機関・団体との連携を継続しながら、市町村等との協力推進体制を構築していく。

### 3 競技別の育成・強化の実施

全障スポに出場する選手の育成・強化を実施するためには、競技種目・団体ごとに、それぞれの実情を踏まえつつ、目標とその実現のための方策を明らかにした競技別に育成・強化策を検討していかなければならない。個人競技及び団体競技のそれぞれにおいて、選手の発掘、育成、強化に向け、取り組まなければならない課題は多い。

そのため、できる限り早期に、個々の育成・強化に向けた取組について関係者による具体的な検討が求められる。



## 第5章 大会を契機とした共生社会づくりの実現に向けて

この行動推進計画は、2028 全障スポに向けて、選手の発掘・育成及び強化に係る障がい者スポーツの振興の具体的な行動計画を定めたものであるが、この取組を大会終了とともに終わらせるのではなく、大会開催のレガシーとして「スポーツを通じた障がい者の社会参加」をより一層進めていくことが重要である。

2028 全障スポのレガシーをその後に引き継ぎ、障がいの有無、年齢、性別等に関係なく、誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができる環境を整え、誰もが出番と機会がある共生社会の実現に向けて取り組んでいかなければならない。